

あつぎ

農委だより



夏来たりなば
秋遠からじ

まもなく暦の上では、立秋を迎えるが、まだまだ厳しい残暑が続きたそうだ。
『冬来たりなば春遠からじ』といふ一節があるが、多くの農業者の中では『夏来たりなば秋遠からじ』の思いが強い。

長い間、愛情をもって育ててきた果樹が実を結び、秋、ようやく収穫を迎える。

いま、市内の農園では、おいしい果実の収穫に向け、着々と準備が進められている。(2・3面へ)

ナシの摘果作業を行う戸田の山崎健一さん



市民農園で自ら土を耕す楽しみ

最近は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、新たな生活様式が求められています。屋外で密にならない農作業は、余暇の過ごし方の一つとして注目されつつあります。

山際にお住まいの小切間靖夫さ



野菜作りを楽しむ小切間さん

3年前に就農した、厚木町にお住まいの森永振一郎さん（35）は、荻野地区と睦合地区で、71haの農地を耕作しています。東京農業大学を卒業後、築地市場で11年間、農産物の仲卸し業に携わりました。退職後は、荻野にある義父の農地で基本的な栽培技術を身に付け、農業者の仲間入りをしました。

作物は、ニンジンを中心に入力力、ナス、キャベツなど。消費者に安心して食べてもらうため、日々研究しています。仲卸し業の経験から、流通の重要性を実感していた森永さんは、



「喜ばれる野菜を作りたい」と話す森永さん

NEW FARMER 新規就農者紹介 森永振一郎さん

自ら大手のスーパーへ営業に回るなどして、独自の販路を作りあげました。

「生産者の立場になつてみると、天候の変化に適応する技術が必要だと実感しました。さらに研究して、お客様に喜ばれる農産物を提供していきたい」と意欲を見せました。

市が開設している市民農園は9ヵ所あり、多くの人が野菜作りに汗を流しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

問 農業政策課 ☎ 225-12800

新たな体験型市民農園がオープン

ん（80）は、三重県の農家の出身で、幼いころから両親の野菜作りを手伝つてきました。今度は自分の手で野菜を育ててみたいと思ふ、自宅から徒歩5分ほどの距離過ごし方の一つとして注目されつあります。

山際にお住まいの小切間靖夫さんは難しいけれど、それが楽しいんです」。いまは、トマト、キュウリ、オクラなどの夏野菜を栽培しています。

この農園は「竹林のいこい」と名付けられ、厚木農園が運営しています。一区画が6×7メートルと広く、ゆとりをもつて野菜作りが楽しめます。現在、利用者を募集しています。詳しくは厚木農園（☎ 041-3315）へお問い合わせください。



「竹林のいこい」は全体で約50アールあり、ゆとりがもてる

編集手記

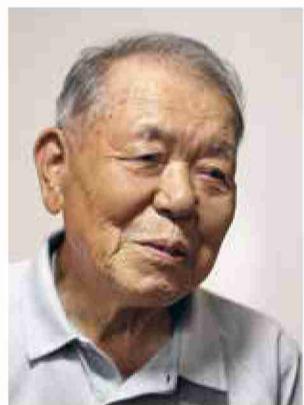
加入してよかつた農業者年金

後々の自分のことを考え、農業者年金に加入してほしい。下荻野にお住まいの毛利克巳さん（85）は言います。

農業經營をする高齢者は、農作物の売り上げと国民年金の給付を受けて、生活することになります。そこに農業者年金が加わることで、生活にもゆとりが生まれます。毛利さんは30代のころに、JA金に加入しました。

「若いころは、掛け金を払うのがちょっと大変でした。でも、いま思うと加入していく本当に良かった」と振り返ります。

農業者年金の加入に関するお問い合わせは、農業委員会事務局またはJAあつぎまで。



「いつまでも野菜作りを楽しみたい」と毛利さん



1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であつて、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を！今、女性の新規加入者が増えています

2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益（保険料の運用益）は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。
- （65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。）

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります

詳しくは
農業者年金基金 検索 <https://www.nounen.go.jp>

厚木市からのおしらせ

Atsugi city Notice



あゆちゃん

農地パトロール強化月間の開始

8月と9月は農地パトロール強化月間です。市内全域の農地の利用状況を調査します。この調査の結果を農地の適正な利用や担い手への農地利用の集積・集約化の推進に生かしていきますので、ご理解とご協力をお願いします。

問 農業委員会事務局 ☎ 225-2480

野焼きをする際はご注意ください

屋外焼却行為（野焼き）は、県条例によって禁止されています。農業に関連する軽微な焼却は、例外的に認められていますが、周辺の生活環境に配慮し、風向きや規模、時間帯などに気を付けて行ってください。

詳しくは、市ホームページ「屋外での焼却（野焼き等）について」をご覧ください。

問 生活環境課 ☎ 225-2752